

# 業務委託仕様書

## 1 業務名

SAGA2024 競技会場売店等出店管理運営業務委託

## 2 業務目的

武雄市で開催するSAGA2024 国スポ競技会場において選手監督等の利便性向上を図るとともに本市の特産品等を紹介、販売するため、売店及びふるまいコーナーを設置する。

## 3 業務委託期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）

## 4 出店場所・開設予定時間・会場責任者数・・・【別紙】

※売店の出店については、開設時間内の途中閉店、退場は不可とする。

※ふるまいコーナーについては、ふるまい品が無くなり次第、閉店とする。

## 5 設置内容

### (1) 売店

ア スポーツ用品や郷土物産品等の販売を目的とした出店

イ 出店料は無料

ウ 1日5店舗程度/会場

※会場状況によっては、別途キッチンカーの出店を許可する。

### (2) ふるまいコーナー

ア 郷土料理や市特産品を無料で提供する出店

イ ふるまいにかかる費用を1団体6万円/日を上限とし、市実行委員会が負担

ウ 1日2店舗程度/会場

## 6 業務内容

### (1) 出店者との調整

ア 出店者募集業務（郵送案内）、問い合わせ対応、申込受付

イ 申込内容による出店計画書（場所、日時、出店者）の作成

ウ 出店者への出店許可証の発送

エ ADカード、駐車許可証等の配付又は発送

### (2) 出店者説明会の実施

ア 出店者説明会の案内文作成及び発送

イ 説明会会場の準備、受付、司会進行など説明会の管理運営

※説明会は、令和6年8月に実施し、会場の手配、設営、機器等の会場準備は、市実行委員会が行う。

※説明会の内容は、事前に市実行委員会と協議の上、決定すること。

※説明会は、「出店者マニュアル」に基づいて実施し、1時間程度で実施すること。

(3) マニュアルの作成

開設スケジュール、搬入出時の注意及び出店に当たり注意すべき事項、衛生管理について記載した出店者用の「出店者マニュアル」の作成すること。

(4) 当日の管理運営

- ア 会場責任者の配置
- イ 出店者との調整、指示、管理運営
- ウ 出店者への搬入搬出の指示
- エ 競技会場内の担当班（おもてなし班）との連携

(5) 衛生管理に関する案内及び管理

- ア 食品衛生管理に関する案内及び管理
- イ 佐賀県様式4号「食品衛生自主管理記録表」による衛生管理の案内及び管理
- ウ 調理従事者の検便実施の案内（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌）
- エ 食品衛生責任者の食品衛生講習会受講の案内及び管理

※イ及びウの結果について、市実行委員会への提出は不要とする。

※飲食物を取り扱う出店者には、SAGA2024実行委員会（佐賀県）が制定した「SAGA2024食品衛生対策実施要領（別紙1）食品提供施設の営業者等が遵守すべき事項」を遵守させること。

(6) 関係機関への必要書類作成及び提出

市実行委員会が売店、ふるまいコーナーを設置するにあたり必要となる書類について作成し、関係機関（保健所、消防署等）へ提出を行うこと。

(7) その他業務目的のために、発注者が指示する事項

7 その他

- (1) 出店者募集は、令和6年5月7日から6月14日までとし、市実行委員会がホームページ、Facebook、Instagram、市報等で広報を実施する。
- (2) 売店1出店あたり、テント1張（2間×3間、横幕）、長机4台以内、椅子6脚以内、名入れ看板のみを市実行委員会が準備する。  
ふるまい1出店あたり、必要なテント、机、椅子、ゴミ箱（袋）、表示板、電源、消火器を市実行委員会が準備する。
- (3) 飲食物を取り扱うふるまい団体の検便費用については、市実行委員会が負担する。  
なお、本委託料とは別に、実績に応じて市実行委員会から受注者へ支払う。
- (4) ふるまいの提供に係る経費は、ふるまい団体へ市実行委員会から直接支払う。
- (5) 市実行委員会は、ふるまいの提供に関してのみ、生産物賠償責任保険及び傷害保険に加入する。
- (6) ADカード、駐車許可証は、市実行委員会が準備する。

8 提出書類

受注者は、法律により定められた書類のほか、次の書類等を発注者に提出しなければならない。各書類等の提出期限については、別途発注者が指定する日とする。なお、様式は任意とする。

- (1) 契約締結後
  - ア 契約金額内訳明細書
  - イ 業務統括責任者届
  - ウ 会場責任者名簿
  - エ 指揮命令系統図、緊急時の通報連絡体制図
  - オ 業務計画表
  - カ その他発注者が指示するもの

- (2) 業務終了後
  - ア 業務完了報告書
  - イ 業務日報（会場毎、出店日毎）
  - ウ その他発注者が指示するもの

## 9 委託料の支払い

支払い方法は一括払いとし、前金払いは行わない。

## 10 留意事項

- (1) 本業務は、担当職員との密接な協議に基づき遂行すること。
- (2) 業務の範囲等  
本仕様書は基本的事項について定めるものであり、仕様書等に明記されていない事項であっても業務遂行上必要な事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において誠実に履行すること。また、仕様書等の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と速やかに協議を行うこと。
- (3) 関係法令等の遵守  
本業務の履行に当たっては、本仕様書及び関係法令等を遵守し、誠実、かつ円滑に業務を遂行すること。
- (4) 秘密の保持  
本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏洩してはならない。なお、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守すること。
- (5) 臨機の措置  
災害及び事故の発生が予測される場合など、特に必要と認めるときは、発注者の指示を受け、臨機の措置をとること。不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の責任において、受注者の判断により臨機の措置をとるとともに、直ちに発注者に報告すること。また、措置の内容について発注者から指示があった場合は、直ちにその指示に応じること。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
- (6) 損害・事故責任  
本業務の履行に際し、受注者の瑕疵により既設物、仮設物等の破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて受注者の責任とし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。
- (7) 契約変更の取扱いについて  
契約変更の対象になるとと思われる事項が生じた場合は、発注者と受注者とで協議を行う。なお、変更契約における委託料の増減額については、契約金額内訳明細書をもとに算定する。

(8) 中止等の場合の支払い

荒天その他の理由により、大会の全期間または一部期間が中止等になった場合、委託業務の経費については、実際に生じた額に応じ、相互協議の上、変更契約の対象とする。

(9) その他

- ア 会場責任者は、無線機等を使用し、相互に連絡を密に取れる体制を整えること。なお、無線機は、発注者が用意する。
- イ 会場責任者の休息、人事管理及び食事等の手配については、受注者側で実施すること。
- ウ 競技時間の変更や不測の事態により、会場責任者数及び業務内容に変更が生ずる場合は、別途協議し、処理するものとする。
- エ 開設時刻は予定時刻であり、競技時間の前倒しや延長等により変更する場合があるので、日毎の開始・終了時刻は、発注者の指示によるものとする。
- オ 本業務については、市実行委員会が制定した「SAGA2024武雄市売店募集・運営要項」「SAGA2024武雄市ふるまい実施要項」を確認して実施すること。
- カ 出店数や出店位置については、市実行委員会と協議して決定すること。

## 1.1 問い合わせ先

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

SAGA2024武雄市実行委員会事務局（国スポ・全障スポ推進室内）

担当：千綿

TEL：0954-27-7091(直通) FAX：0954-23-3816 Mail：kokuspo@city.takeo.lg.jp

## 個人情報取扱特記事項

### (基本事項)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙はこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (使用者への周知)

第3条 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (適正管理)

第4条 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するために以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

### (複写等の禁止)

第7条 乙は、SAGA2024 武雄市実行委員会（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾がある場合を除き、第三者に取り扱わせてはならない。

### (資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

### (報告及び検査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙（再委託先を含む。以下この条において同じ。）がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人

情報の管理状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙が法令及びこの契約（個人情報取扱特記事項を含む。）に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。